

答 申

第 1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成 12 年 8 月 7 日付けで異議申立人に対して行った一部開示決定処分のうち、異議申立ての対象となった部分については、開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成 11 年山梨県条例第 54 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、平成 12 年 7 月 24 日付けで「図面、工事内訳書（積算書）契約に関する一切の書類、設置場所に関する手続書類、山梨ロマン街道看板の請求」の開示を求めて開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に対応する行政文書として、「山梨ロマン街道総合情報案内板設置工事、図面、工事内訳書（積算書）契約に関する一切の書類、設置場所に関する手続書類」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、理由を付した上で、平成 12 年 8 月 7 日付け観 2 第 7 - 14 号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、本件文書の一部を不開示とした理由は以下のとおりである。

（ 1 ） 条例第 8 条第 2 号イに該当する。

応札者、請負者、工事完成保証人の社印及び請負者の取引金融機関名・口座は、当該法人の内部管理情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。

（ 2 ） 条例第 8 条第 6 号ロに該当する。

設計書（金入り）を公開すれば、個々の細目工種の金額が判明することによって、今年度以降も発注が予定されている案内板等の同種工事の公正・円滑な執行に支障を生ずるおそれがあるため。

また、最低制限価格を公表すれば、同種工事の最低制限価格又はその設定ラインを類推させ、今後の工事の公正・円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成12年9月5日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち工事内訳の単価、金額を不開示とした部分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は次のとおりである。

条例第8条第6号該当性について

設計書（金入り）を公開すれば個々の細目工種の金額が判明することによって今年度以降も発注が予定されている案内板等の同種工事の公正円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるためとの開示しない理由を述べているが以下の理由から開示の決定を求める。

- ・案内板の目的及び用途などによることの仕様は、設置状況、制作内容すべて個々に異なり同種工事の執行に支障が生じない。
- ・本設計書、案内板単価表備考に見積り価格と記載の通り特殊性の要素があること。
- ・共通、現場、一般管理費の内訳全て開示していないこと。
- ・特に変更によるところの工事費（412,000円）の内訳に関し

て開示していないこと。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書に係る条例第8条第6号口の該当性について

(1) 条例第8条第6号は、「国の機関又は地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」が記録されている行政文書については、不開示とすることができるとしている。

(2) 観光課が行う工事の流れは、次のとおりである。

公表されている労務費歩掛資料、設計指針、積算資料に加えて建設物価に基づき「設計単価」「設計金額」の積算を行うが建設物価に掲載されていないものについては、業者見積を参考に積算する。

工事の入札は通常指名競争入札で行うが、入札資格者名簿を参考に業者を選考し、課内で選定会議を開き、指名業者を選定する。

指名業者に対して現場説明会を開催し、設計書（金抜き）及び図面をもとに工事内容の説明を行う。

契約担当者は、設計金額をもとに予定価格調書を作成し、入札予定価格及び最低制限価格を設定する。

指名業者は、労務費歩掛資料等を参考に設計を行い、入札金額を決定する。

指名競争入札を行い、最低制限価格を上回り、一番低い金額の入札書を入れた業者を落札者とし、契約を行う。

「落札価格」及び「入札予定価格」は、事後公表しているが、「設計単価」「設計金額」「歩掛」「最低制限価格」は公表していない。

(3) 本件文書は、平成5年度に観光課が設置した「山梨ロマン街道総合情報案内板設置工事請負に係る経費について」(支出負担行為伺い)のうちの「設計書(金入り)」及び「山梨ロマン街道総合情報案内板設置工事に関する変更契約の締結について」(伺い)のうちの「変更設計書(金入り)」で

あり、その記載内容は次のとおりである。

・「設計書（金入り）」

設計書のかがみには、施行年度、施行位置、工事名、工事費、工期、工事概要、施工理由が記載されている。

本工事費内訳表には、直接工事費、間接工事費（共通仮設費、現場管理費、間接工事費計）、工事原価計、一般管理費（一般管理費等率算定式）合計、消費税、総計が記載されている。

明細表は、本工事内訳表の工種毎に別葉に作成され、それぞれ、名称、種別、形状寸法、数量、単位、単価、金額、単価表番号、備考が掲載されている。

単価表は、明細表の単価表番号毎に別葉に作成され、それぞれ、名称、種別、形状寸法、数量、単位、単価、金額、単価表番号、備考が掲載されている。

施工単価表は、単価表の単価表番号毎に別葉に作成され、それぞれ、名称・規格、数量、単位、単価、金額、摘要が掲載されている。

・「変更設計書（金入り）」

設計書のかがみには、施行年度、施行位置、工事名、工事費（変更後の金額は原設計額の上段に赤字で記載）、工期、工事概要、施工理由が記載されている。

原設計・変更設計対照表には、直接工事費、間接工事費（共通仮設費、現場管理費、間接工事費計）、工事原価、一般管理費（一般管理費等率算定式）、工事価格、消費税相当額、本工事費計、請負工事価格、請負代金額のそれぞれの金額が、原設計、変更設計、増減毎に記載されており、変更設計額は、原設計額の上段に赤字で記載されている。

本工事費内訳表には、直接工事費、間接工事費（共通仮設費、現場管理費、間接工事費計）、工事原価計、一般管理費（一般管理費等率算定式）合計、消費税、総計が記載されており、変更設計額は、原設計額の上段に赤字で記載されている。

明細表は、本工事内訳表の工種毎に別葉に作成され、それぞれ、名称、種別、形状寸法、数量、単位、単価、金額、単価表番号、備考が掲載されており、変更設計額は、原設計額の上段に赤字で記載されている。

単価表は、変更のある案内板について作成され、名称、数量、単位、単価、金額、備考が掲載されており、原設計額にアクリル系樹脂板の金額が赤字で追加記載されている。

(4) 本件処分において、「設計書（金入り）」の本工事費内訳表のうち「金額」「一般管理費等率算定式」、明細表の「単価」「金額」「共通仮設費算定

式」「現場管理費算定式」、単価表及び施工単価表の「単価」「金額」がすべて不開示となっているが、基礎工の「単価」「金額」、「一般管理費等率算定式」「共通仮設費算定式」「現場管理費算定式」は既に公表されており、これらの情報と案内板の「単価」「金額」を照合することにより、設計金額の積算は機械的に行うことができる。「予定価格」は、設計書の工事費と同額であるため、予定価格は容易に積算することが可能になるといえる。

また、「変更設計書（金入り）」の原設計・変更設計対照表のうち「金額」、本工事費内訳表の「金額」「一般管理費等率算定式」、明細表の「単価」「金額」「共通仮設費算定式」「現場管理費算定式」、単価表の「単価」「金額」がすべて不開示となっているが、基礎工の「単価」「金額」、「一般管理費等率算定式」「共通仮設費算定式」「現場管理費算定式」は既に公表されており、これらの情報と案内板の「単価」「金額」を照合することにより、設計金額の積算は機械的に行うことができる。「予定価格」は、設計書の工事費と同額であるため、予定価格は容易に積算することが可能になるといえる。

次に、過去に実施された本件工事の「設計単価」「設計金額」「一般管理費等率算定式」「共通仮設費算定式」「現場管理費算定式」「予定価格」から、将来行われる同種工事の予定価格を推測することが可能かを考えてみる。本件工事のような案内板の設置工事は今後も予定されており、同種工事とはいえ、仕様や作業内容等の内訳が厳密に一致する工事が行われることは稀であろうから、将来行われる工事の予定価格を直接的に類推することは困難と思われるが、本件工事における設計図書、仕様書等と将来行われる工事におけるそれとを比較対照し、設計内容の類似点、相違点等（設計書の単価表及び施工単価表には種別・種目ごとに「細目・形状・寸法」の記載がある。）を基準に加減して積算していけば、少なくとも、予定価格を推測する上で有用な資料になり得るといえる。

以上のとおり、本件工事の設計金額等を開示することは、将来行われる同種工事において、予定価格は容易に積算することが可能になり、入札参加業者が談合を行う誘因を形作るといえるのであるから、工事の公正・円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。

したがって、本件文書は、「国の機関又は地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報」を記録したものであり、「公にすることにより契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるので、条例第8条第6号口に該当する。

(5) 以上のとおり、本件文書に係る一部開示決定処分は、条例に基づいた

適正なものであり、違法又は不当な点はないので、これに係る異議申立ては理由がないものである。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人提出の異議申立書、実施機関提出の行政文書不開示決定通知書、不開示理由説明書、実施機関からの口頭による意見陳述の聴取、本件文書記載事項の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

1 本件行政文書の内容

本件行政文書は、平成5年度に施工された「山梨ロマン街道総合情報案内板設置工事」に係る「支出負担行為伺い」並びに「入札執行について」、「変更契約の締結について」及び「設置に関する承認について」の起案書であり、このうち、異議申立てに係る文書は、「支出負担行為伺い」及び「変更契約の締結について」の起案書に添付された「設計書(金入り)」及び「変更設計書(金入り)」中のいわゆる工事内訳書である。

工事内訳書は、本工事費内訳表、明細表、単価表(施工単価表を含む。以下同じ。)の3種の表からなり、「変更契約の締結について」の起案書に添付された工事内訳書には、上記の3種の表に原設計・変更設計対照表が加えられている。なお、工事内訳書の具体的な情報は、実施機関の説明要旨に記載した上記第4、1、(3)中に記載のとおりであり、明細表のうち間接工事費に係るものにはそれぞれ費目に応じて具体的に計算した算式が記録されている。また、単価表備考欄には、業者から見積書を徴して単価を算定した場合について見積り価格と記載してある。

2 争点

実施機関の行った本件処分において不開示とされる情報が、条例第8条第6号に該当するか否か、という点である。

3 条例第8条第6号の該当性について

(1) 条例第8条第6号の趣旨

条例第8条第6号は、公にすることにより、国の機関又は地方公共

団体の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とする趣旨であって、国の機関又は地方公共団体が行うすべての事務又は事業を対象とするものである。

(2) 条例第8条第6号の該当性の検討

ア そこで、上記趣旨に照らして、本件文書中の不開示とされ、異議申し立てがなされた工事内訳書中の単価及び金額の情報について条例第8条第6号の該当性について判断する。

イ 本件工事内訳書は、平成5年度実施機関が、山梨ロマン街道総合情報案内板6基を設置した工事に係る設計書中の所要経費を具体的に積算した行政文書である。

ウ 公共工事の設計書のうち工事内訳書に記録された情報について、その公表等の取扱いの現状について個別に検証すると、入札執行についての起案書が決裁され現場説明を行う際には、次の金額等を除いては指名業者に示されている。

- ・ 工事費内訳表は金額欄及び一般管理費に係る算定式
- ・ 明細表のうち、直接工事費に係る明細表については単価と金額、間接工事費（共通仮設費、現場管理費をいう。以下同じ。）に係る明細表については算定式と金額
- ・ 単価表は単価と金額

また、単価表中の単価は、業者から見積書を徴して算定したもの等を除いては県民情報センター等で一般に公表されている。さらに間接工事費を算定する際使用する算定式も県民情報センターにおいて一般の閲覧に供されている。

加えて、工種別の標準歩掛も公表され、各公共工事の落札価格及び予定価格も事後公表されている。

エ こうした中、本件事案を検討すると、本件文書に係る工事内訳書中の本工事費内訳表は、工種は直接工事費としての「案内板」と間接工事費のみで、工種「案内板」に係る明細表は基礎工と案内板作成費の二つであるなど、工事費の積算としては、単純なものである。

また、予定価格の事後公表が行われていることや積算単価、間接工事費を算出する算定式等が公表されていることなどを考慮すれば、本件文書を不開示とするまでの理由はないものと判断する。

なお、予定価格の推計は、直接談合に繋がるものではない。

キ 以上から、本件文書の開示が業務の適正な執行に具体的な支障を及ぼすものとは認められないものであり、条例第8条第6号に該当する

ものとは認められないものと判断する。

6 結 論

以上、審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

7 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成12年10月24日	諮問
12年12月 8日	実施機関から不開示理由説明書を受理
13年 1月26日 (12年度第6回審査会)	審議
13年 2月22日 (12年度第7回審査会)	審議 実施機関からの口頭による意見陳述の聴取
13年 3月22日 (12年度第8回審査会)	審議
13年 4月17日 (13年度第1回審査会)	審議 実施機関からの口頭による意見陳述の聴取
13年 6月 4日 (13年度第2回審査会)	審議
13年 7月 4日 (13年度第3回審査会)	審議

山梨県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職名	備考
内田 清	弁護士	会長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	国民健康保険団体連合会 専務理事	
渡邊 幸恵	公認会計士	